# Calcio/Go sports 傷害・賠償補償プランについて

【補償の範囲】

Calcio及び Go sports の登録者(会員様)が個人フットサル及びイベントへ参加するために会場入りした時から解散で会場を離れるまでの間で責任者(株式会社 TYK グループ)の管理下にある間の事故によるケガ及び、施設の器物破損を補償します。

以上の補償の審査に関しまして、当該される方(会員様)へのヒヤリングを行う場合もあります。

【ご契約の内容】

［取扱保険及び補償会社］　チャブ損害補償株式会社　一般社団法人 JSLN

［補償対象・責任団体］　株式会社TYKグループ

［補償対象者］　Calcio及び Go sports 登録者

［対象となる行事］ Calcio主催イベント及びその他スポーツ事業及び Go sports が契約しているスポーツ団体、企画会社主催のスポーツ事業(ただし、補償対象はCalcio及び Go sports 登録者のみ)

【補償内容】

| | |
|---|---|
| 死亡補償額 | - |
| 後遺障害補償額 | - |
| 入院補償額　最大 10 日間 | 4,000 円 |
| 通院補償額　最大 5 日間 | 1,500 円 |

| | |
|---|---|
| 賠償補償額(対人) | 1 人 1 億円　1 事故 5 億円 |
| 賠償補償額(対物) | 最高 5,000 万円 |

【対象となる補償の種類】

［傷害補償］・・・補償対象者の活動中に急激で偶然な外来のケガ(天災時含む)または、特定疾病を被られた場合、補償規定に基づいて見舞金を支払います。※会場までの往復途中のケガや事故は対象外です。

(特定疾病とは、急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患/くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患/気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患/細菌性食中毒/日射病、熱射病等の熱中症/低体温症/脱水症をいう。但し、12 ヶ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患はお支払いの対象外となります。

［賠償補償］・・・責任者の管理下において、補償対象者の活動中、その活動に起因して第三者の身体や財物に損害を与えたことにより、被補償者が法律上の賠償責任を負った場合、補償金をお支払いします。

<table>
<tr><th colspan="3">見舞金をお支払いする場合</th><th>見舞金をお支払いできない場合</th></tr>
<tr><td rowspan="5">傷害補償</td><td>対象となる傷害</td><td>活動中に偶然発生した加入者のケガまたは特定疾患(注 2)(「補償適用の原因(注 3)」といいます。)に対して、見舞金をお支払いします。</td><td rowspan="5">下記のいずれかによって発生した損害に対しては補償金をお支払いしません。<br>①対象者の故意・重過失<br>②対象者の自殺行為・闘争行為・犯罪行為<br>③対象者の麻薬・大麻・覚醒剤・シンナー等の使用<br>④戦争・暴動など<br>⑤行事開催日の直前 12 か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係にある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患(継続契約の場合で、継続して 2 年以上被補償者である者を除く)<br>⑥野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグッド病、椎間板ヘルニア、靴擦れ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害<br>⑦成長痛、加齢に伴う物(成形性膝関節症、変形性腰椎症など)<br>⑧むち打ち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの</td></tr>
<tr><td>災害死亡見舞金<br>疾病死亡見舞金</td><td></td></tr>
<tr><td>後遺障害見舞金<br>疾病障害見舞金</td><td></td></tr>
<tr><td>入院日額</td><td>補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて 180 日以内の入院日数が対象となります。</td></tr>
<tr><td>通院日額</td><td>補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対して、5 日を限度とします。<br>なお、治療途中の再発、完治後に再度、体の同カ所にケガをされた場合は医師の見解を考慮した上でお見舞金の対象になるかどうかを審査いたします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">賠償補償</td><td>責任者の管理下や活動に起因して、第三者や会員の皆様の身体や財物に損害を与えたことにより、被補償者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、下記補償金が支払われます。<br>①緊急措置費用 ②損害賠償金 ③損害防止・軽減費用<br>④協力費用 ⑤求償権保全・行使費用 ⑥訴訟費用</td><td>故意/戦争、変乱、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任/地震・噴火・洪水津波に起因する賠償責任/被補償者の所有・使用・管理する財物の損害に対する賠償責任/給配水管・冷暖房装置からの蒸気、水の漏出・いっ出による財物の損害に起因する賠償責任/屋根・窓・扉等から入った雨、雪等による財物の損害に起因する賠償責任/自動車または施設外における車両の所有・使用・管理に起因する賠償責任</td></tr>
<tr><td colspan="4">【用語の説明】</td></tr>
<tr><td colspan="3">(注 1)被補償者<br>Calcio及び Go sports 登録者<br>(注 2)特定疾病<br>「急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患」「くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患」「気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患」「細菌性食中毒」「日射病・熱射病等の熱中症」「低体温症」「脱水症」をいいます。</td><td>(注 3)補償適用の原因<br>対象者が被った次のケガまたは特定疾病<br>①責任者が主催するリーグや大会等に参加中のケガまたは特定疾病<br>(注 4)責任者<br>株式会社TYKグループ</td></tr>
</table>